

射水市教育委員会 2月定例会次第

日 時 令和3年2月17日(水)
午後3時30分から
場 所 本庁舎4階会議室401

1 会議録の承認

2 事務局報告

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 射水市議会2月臨時会の開催状況及び2月補正予算について | 資料1 |
| (2) 射水市議会3月定例会会期日程について | 資料2 |
| (3) 令和3年3月補正予算について | 資料3 |
| (4) 射水市議会3月定例会提出議案について | 資料9 |

3 議案

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 射水市立学校管理規則の一部改正について | 資料4 |
| (2) 射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について | 資料5 |

4 各課等の連絡事項及び報告事項

- | | |
|---|-----|
| (1) 令和3年度予算(案)概要について | |
| (2) 令和2年度卒業(園)式及び令和3年度入学(園)式について(学校教育課) | 資料6 |
| (3) 令和2年度末教員異動方針について(学校教育課) | 資料7 |
| (4) 教育委員会行事予定 | 資料8 |

5 その他

次回教育委員会の開催日時について

3月定例会 3月29日(月) 午後2時から 本庁舎会議室401

射水市議会 2月臨時会の開催状況について（教育委員会関係）

1 会期日程（会期 1日間）

令和3年2月17日（木）午前10時

- （1）本会議
- （2）総務文教常任委員会
- （3）予算特別委員会
- （4）本会議

2 教育委員会関係議案等

議案第1号 令和2年度射水市一般会計補正予算（第11号）
（フットボールセンター整備事業費）

3 総務文教常任委員会

○吉野委員

- （1）フットボールセンター整備事業の事業費について
- （2）県有地である整備予定地の使用料について

○小島委員

- （1）補正予算に計上されているフットボールセンター整備事業に係る寄附金について

○高畑委員

- （1）フットボールセンター整備に係る人工芝の工事時期について

令和2年度2月一般会計補正予算説明書（教育委員会関係）

1 歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
15 款 国庫支出金	6 9 2 , 8 5 4	地方創生拠点整備交付金
18 款 寄附金	1 0 , 0 0 0	まち・ひと・しごと創生寄附金 （信金中央金庫からの寄附）
21 款 諸収入	4 8 , 0 0 0 6 0 , 0 0 0	スポーツ振興くじ助成金 J F A サッカー施設整備助成金
22 款 市債	6 8 3 , 8 0 0 1 3 4 , 5 0 0	保健体育施設整備事業債 合併特例事業債（保健体育事業整備分）

2 歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 フットボールセンター 整備事業費	1 , 6 3 5 , 3 2 3	フットボールセンター工事監理業務 委託及び整備工事

令和3年3月射水市議会定例会会期日程（案）

会期19日間

3月 1日(月)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明 日程第4 予算特別委員会の設置
	本会議終了後		全員協議会（報告事項説明）
3月 2日(火)			議案調査日
3月 3日(水)			議案調査日
3月 4日(木)			議案調査日
3月 5日(金)	午前10時	本会議	日程第1 議案質疑 日程第2 代表質問
			休 会
3月 6日(土)			休 会
3月 7日(日)			休 会
3月 8日(月)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問 日程第2 各議案の委員会付託
	午前10時		全員協議会
3月 9日(火)	午前10時		全員協議会
	全員協議会終了後	委員会	予算特別委員会（説明）
3月10日(水)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
3月11日(木)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
3月12日(金)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
3月13日(土)			休 会
3月14日(日)			休 会
3月15日(月)	午前10時	委員会	議会改革特別委員会
3月16日(火)			議案調査日
3月17日(水)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月18日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月19日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告（質疑、討論、採決）
			日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の 閉会中の継続審査

招集告示：2月22日（月） 午前10時00分 議会運営委員会
午後 1時30分 全員協議会（議案説明）

発言通告日 代表質問 3月2日（火）午後1時
一般質問 3月3日（水）午後1時

※ 3月17日（水）18日（木）の予算特別委員会の質問事前通告は3月15日（月）午後1時

令和2年度3月一般会計補正予算(案)説明書(教育委員会関係)

1 歳入の内訳

(単位:千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
15 款 国庫支出金		
学校保健特別対策事業費補助金(小学校)	8,000	新型コロナウイルス感染症対策補助金(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)
学校保健特別対策事業費補助金(中学校)	3,600	
学校施設環境改善交付金	60,189	大門中学校整備費(長寿命化改良第1期工事等)
18 款 寄附金		
小学校事業寄附金	100	株式会社メディカルケア 堀岡小学校に対する指定寄附
22 款 市債		
歌の森小学校整備事業債	48,700	合併特例事業債に振替
小杉南中学校整備事業債	78,100	合併特例事業債に振替
大門中学校整備事業債	83,300	合併特例事業債に振替
合併特例事業債	58,000	小学校事業整備分
"	125,100	中学校事業整備分

2 歳出の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
2 款 総務費 布目庁舎費	2,595	別館空調設備更新実施設計業務委託
10 款 教育費 学校図書館活動推進費	100	寄附金による備品(図書)購入 【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】
健康管理費(小)	16,000	感染症対策・学習保障等支援事業
健康管理費(中)	7,200	感染症対策・学習保障等支援事業
スポーツ行事推進費	7,886	東京 2020 オリンピックセレブレーション会場設営業務委託 710 東京 2020 オリンピック聖火リレー負担金 1,496 富山マラソン大会開催補助金 3,000 全国パークゴルフ大会 in 射水開催補助金 900 元旦マラソン大会開催補助金 980 全日本相撲個人体重別選手権大会開催市補助金 300 全国中学生ヨット選手権大会実行委員会補助金 500

議案第 号

動産の取得について

射水市立小杉小学校スクールバスの購入について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年射水市条例第50条)第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 射水市立小杉小学校スクールバス |
| 2 | 数 量 | 1台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による契約 |
| 4 | 取得価格 | 27,560,786円
(うち消費税等 2,505,526円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山県富山市高木2034番地
富山日野自動車株式会社
代表取締役 小林 誠 |

令和3年3月1日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 号

動産の取得について

(説明)

令和3年2月2日に条件付き一般競争入札に付した射水市立小杉小学校スクールバスの購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納期
射水市立小杉小学校スクールバス	1台	条件付き一般競争入札による契約	27,560,786円 (うち消費税等 2,505,526円)	富山県富山市高木2034番地 富山日野自動車株式会社 代表取締役 小林 誠	令和3年 3月31日

議案第 1 号

射水市立学校管理規則の一部改正について

射水市立学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会規則第 1 号

射水市立学校管理規則の一部を改正する規則

射水市立学校管理規則（平成 1 7 年射水市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「 8 月 3 1 日 」を「 8 月 2 6 日 」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 号

射水市立学校管理規則の一部改正について

(説 明)

新学習指導要領の実施に伴う授業時間が増加する中で、夏季休業期間を短縮し、きめ細かい指導の充実を図るとともに、教員の児童・生徒に寄り添う時間を確保するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

夏季休業期間を変更するため、学校管理規則を見直すもの。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

射水市立学校管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>略 (休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで</p>	<p>略 (休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 夏季休業日 7月25日から8月26日まで</p>
<p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>

議案第 2 号

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正
について

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提 出

射水市教育委員会

教育長 長 井 忍

射水市教育委員会告示第 1 号

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正
について

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱(平成 1 8 年射水市教育委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市教育施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱

第 1 条中「指定管理候補者」を「指定管理者候補者」に、「射水市教育施設指定管理候補者選定委員会」を「射水市教育施設指定管理者候補者選定委員会」に改める。

第 2 条第 1 号中「について、別に定める審査基準に基づき審査すること」を「の提案内容について検討すること」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

申請者について、別に定める審査基準に基づき採点すること。

第2条第3号中「指定管理候補者」を「指定管理者候補者」に改める。

第3条第1項中「指定管理候補者」を「指定管理者候補者」に改め、同条第2項中「6人」の次に「以内」を、「3人」の次に「以上」を加える。

第5条第3項中「委員会を代表し、会務を総理する」を「会議を進行する」に改める。

第6条第1項中「委員長が招集し、その議長となる」を「教育委員会が招集する」に改める。

第9条中「委員長」を「教育委員会」に改める。

附則第2項を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2 号

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について

(説 明)

指定管理者候補者選定委員会の定数を一律に定めるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

指定管理者候補者選定委員会の定数を一律に定めるもの。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

現行	改正後（案）
<p><u>射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱</u></p> <p>平成18年4月25日 教育委員会告示第5号 改正 平成25年4月25日教委告示第2号 (設置)</p> <p>第1条 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する公の施設について、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年射水市条例第3号。以下「条例」という。)第4条及び第5条に規定する<u>指定管理候補者の選定を行うため、射水市教育施設指定管理候補者選定委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) 条例第3条の規定に基づき指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)について、別に定める審査基準に基づき審査すること。</p> <p>(2) <u>指定管理候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告すること。</u></p> <p>(3) その他<u>指定管理候補者の選定</u>に関し必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>指定管理候補者の選定</u>について識見を有する者(申請者と利害関係を有しない者に限る。以下「有識者」という。)並びに市及び教育委員会の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。</p> <p>2 委員の定数は6人とし、そのうち3人を有識者とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、<u>委員会を代表し、会務を総理する。</u></p>	<p><u>射水市教育施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱</u></p> <p>平成18年4月25日 教育委員会告示第5号 改正 平成25年4月25日教委告示第2号 (設置)</p> <p>第1条 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する公の施設について、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年射水市条例第3号。以下「条例」という。)第4条及び第5条に規定する<u>指定管理者候補者の選定を行うため、射水市教育施設指定管理者候補者選定委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。</p> <p>(1) 条例第3条の規定に基づき指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)の<u>提案内容</u>について検討すること。</p> <p>(2) <u>申請者について、別に定める審査基準に基づき採点すること。</u></p> <p>(3) その他<u>指定管理者候補者の選定</u>に関し必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>指定管理者候補者の選定</u>について識見を有する者(申請者と利害関係を有しない者に限る。以下「有識者」という。)並びに市及び教育委員会の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。</p> <p>2 委員の定数は6人<u>以内</u>とし、そのうち3人<u>以上</u>を有識者とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、<u>会議を進行する。</u></p>

<p>4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、<u>委員長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 委員会の会議は、非公開とする。</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p><u>2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。</u></p> <p>附 則(平成25年4月25日教委告示第2号)</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、<u>教育委員会が招集する。</u></p> <p>2 委員会の会議は、非公開とする。</p> <p>3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>附 則(平成25年4月25日教委告示第2号)</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(令和3年 月 日教委告示第 号)</p> <p><u>この告示は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>
--	---

令和3年2月17日

令和2年度卒業証書授与(卒園)式及び令和3年度入学(園)式

参 列 者 (案)

射水市教育委員会

所 属	役 職	氏 名	卒業証書授与(卒園)式			入学(園)式		
			3月			4月		
			17日(水)	19日(金)	18日(木)	7日(水)	8日(木)	8日(木)
			中学校	小学校	幼稚園	小学校	中学校	幼稚園
教育委員会	教育委員	眞岸 潤子	小杉中	東明小		作道小	新湊中	
	教育委員	宮原三千代	大門中	金山小		堀岡小	新湊南部中	
	教育委員	野上 克裕	新湊中	下村小		片口小	射北中	
	教育委員	村上 葉子						
	教育長	長井 忍	議会	大門小		太閤山小	大門中	
	事務局長	原 宗之	議会	小杉小		小杉小	小杉中	
	事務局次長	杉高 浩	議会	片口小		東明小	小杉南中	
学校教育課	課 長	中川 一志	議会			大島小		
	主 幹	六渡 徹		大島小				
	課長補佐	竹内 久就	新湊南部中	歌の森小		金山小		
	係 長	黒川 英基	射北中	中太閤山小		歌の森小		
	指導主事	森 悦郎		塚原小	大門わかば			七美
	特別支援教育指導員	前田多恵子			七美			大門わかば
生涯学習課	副 参 事	宮本 康博	議会	放生津小		新湊小		
	係 長	藤岡美乃里				放生津小		
	係 長	田中 明				塚原小		
	係 長	鳥本 善之		堀岡小				
図書館	館 長	堀下 正敏						
博物館	館 長	野積 正吉						
市教七	所 長	小竹 信成	小杉南中	太閤山小		大門小		
	指導主事	福山 暁雄		作道小		下村小		
	指導主事	成田 廣昭		新湊小		中太閤山小		

令和 2 年度末教員異動方針

富山県教育委員会

本県教育界の将来を見通し、全県的視野にたつて適材を適所に配置し、もって教育活動の活性化を図り、教育水準の向上を期する。

1 登 用

(1) 校 長

ア 県立学校長については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者の中から適格者を任用する。

イ 市町村立学校長については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者で、富山県市町村立学校長任用候補者名簿に登載された者の中から適格者を任用する。

(2) 教 頭

ア 県立学校教頭については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者の中から適格者を任用する。

イ 市町村立学校教頭については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者で、富山県市町村立学校教頭任用候補者名簿に登載された者の中から適格者を任用する。

2 転 任

(1) 市町村教育委員会等との密接な連携のもとに、全県的な視野に立ち、広く交流を行う。

(2) 本人の住所、希望等については配慮するが、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを第一義として、適正な配置を行う。

(3) へき地学校、小規模学校、特別支援学校及び高等学校定時制・通信制課程の教育を、さらに充実させるために交流を行う。

(4) 同一校勤務が長期にわたる者については、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。

(5) 同一校勤務が2年に満たない者は、原則として転任させない。

3 新規採用教員

令和3年度富山県公立学校教員任用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

令和2年度末教員異動方針の留意事項
—市町村立学校について—

富山県教育委員会

令和2年度末教員異動方針に基づく人事異動を実施するにあたり、市町村立学校に係る異動については、下記の事柄に留意するものとする。

記

- 1 「教育水準の向上を期する」について
 - (1) 教員の資質向上と教育活動の活性化を図る人事
 - ア 教育実績、年齢等について均衡のとれた教員構成となるように努める。
 - イ 地域の実態や教育的課題をふまえ、広域的な見地にたって交流を行う。
 - ウ 学校に勤務する教員と教育機関勤務者との交流を積極的に進める。
 - エ 教員の資質向上を図り、幅広く人材を求めるために、校種間等の交流を積極的に進める。
 - (2) 学習指導の向上を図る人事
 - ア 小学校及び義務教育学校（前期課程）においては、教員の専門教科に留意し、均衡のとれた配置になるように努める。
 - イ 中学校及び義務教育学校（後期課程）においては、免許外教科担任を解消できる教員配置になるよう努める。
 - ウ 指導方法の工夫など、個に応じた教育の推進に対応できる教員配置になるよう努める。
 - (3) 生徒指導の充実を図る人事
 - ア 校長の異動については、生徒指導上の課題に適切に対応できるよう配慮する。
 - イ 各学校には、その地域の実情に通じた教員を配置するように努める。
 - ウ 教員の異動は、市町村教育委員会の管轄区域にとらわれず広域的に行う。
- 2 「登用」について
管理職の年齢構成に配慮し、中長期的な見通しのもとに適格者の登用に努める。
→ 若手の管理職や機関等勤務者の登用に努める。
 - (1) 校長
市町村教育長の内申及び面接の結果を総合的に勘案し、当面する教育上の諸問題に対応できる人物を登用する。
 - (2) 教頭
選考結果とともに勤務校における教育課題解決能力・実績等を勘案して登用する。
- 3 「転任」について
 - (1) 学校運営の安定化を図り、各学校の教育上の諸問題（特色ある教育活動の展開、研究指定の推進、基礎学力の向上、生徒指導の充実、進路指導の充実等）に適切に対応するために、
 - ア 校長・教頭の同時転任は原則として行わない。
 - イ 同一校勤務が2年に満たない者は原則として転任を行わない。
 - (2) 幅広く人材を求め、学校の活性化と教員の資質向上を図るために、
 - ア 校種間、地教委間、事務所間等の交流を積極的に進める。
 - イ 学校に勤務する教員と教育機関に勤務する教員との交流を積極的に進める。
 - ウ 同一校勤務が長期にわたる者は、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。
 - エ 新規採用後、長期にわたって同一校に勤務している者については、積極的に転任の対象とする。（採用後10年の間に2つ以上の校種を経験させるように努める。）
 - (3) 機関等勤務者については、専門性や適性ととともに指導力、事務処理能力等を十分有する者の中から任用する。
- 4 その他
 - (1) 新規採用教員は、学校規模、研修体制、初任者に対する指導教員等の諸条件を勘案して配置する。
 - (2) 自己都合による退職希望者の早期把握に努め、適正な人事配置を行う。
 - (3) 管理職の希望による降任制を実施する。
 - ア 管理職の降任については、本人の申し出により県教育委員会が決定し、年度末異動の一環として行うものとする。
 - イ その他、必要なことについては、「希望による降任制度実施要領」によるものとする。

令和3年3月の主な行事予定

資料 8

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火					
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火	13:30	本庁舎会議室401	生涯学習推進協議会役員会	生涯学習・スポーツ課	
17	水		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
18	木		市内幼稚園	卒園式	学校教育課	
19	金		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水		市内幼稚園・小中学校	修了式	学校教育課	
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
2/5	3/3	中央図書館	「世界の謎にふれてみよう」展 -あなたもミステリーハンター-	2/19	4/18	新湊博物館	郷倉和子展
3/5	3/16	中央図書館	「本で心と体をリフレッシュ！」展				

令和3年4月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火		市内小中学校	第1学期始業式	学校教育課	
7	水		市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
8	木		市内幼稚園	幼稚園入園式	学校教育課	
			市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					○
14	水					
15	木					
16	金					
17	土					
18	日	6:30	氷見市～朝日町 県内9市町	湾岸サイクリング2021	生涯学習・スポーツ課	
		9:00	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	令和3年度 射水市スポーツフェスタ総合開会式	生涯学習・スポーツ課	
19	月					
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					○
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
2/19	4/18	新湊博物館	郷倉和子展				